

定型中長期外貨定期預金

(愛称：ナイスフライト)

本書をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- ・外貨預金は、外貨建ての預金（預金保険の対象外の預金）であり、外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク等があります。それらのリスクは、預金者が負うこととなります。
- ・預金者には、お預入時に為替手数料等をご負担いただくほか、外貨現金の引出時等にも手数料がかかります。
- ・預金者は、預金の元利金の払戻請求権を有します。
- ・定型中長期外貨定期預金とは、外貨預金のうち、あらかじめ預金の期間を定め、原則としてその期間中は、払戻請求に応じないことを条件としている預金です。

お申込に際しては、販売担当者等により、商品の内容およびリスクに関する説明をさせていただきますので、窓口等にお問い合わせください。

- 満期日前の解約は原則できません。やむを得ず当行が満期日前解約に応じる場合は清算金が発生する場合があります。払戻金額がお預入金額を下回り大きく「元本割れ」するリスクがあります。
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差（米ドルであれば1米ドルあたり2円）がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。
- TTS レートと TTB レートの差は往復の為替手数料に相当し、相場公表通貨における差は1通貨単位あたり最大16円です。
- 外貨によるお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。外貨現金の場合、たとえば米ドルであれば1米ドルあたり2円かかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。
- その他の通貨における TTS レートと TTB レートの差および外貨現金の取扱手数料等は、前記とは異なりますので窓口までお問い合わせください。
- お客さまにご負担いただく手数料の合計額は、上記を足し合わせたものになります。

商品説明書（契約締結前交付書面）

2026年3月

株式会社 三井住友銀行

定型中長期外貨定期預金の満期日前解約に伴う清算金に関するご説明

当行は、お客さまにお預けいただいた資金を満期日まで解約されないものとして、主にインターバンク市場等で運用しております。万一、やむを得ない事情により、満期日前解約（または預入前取消）のお申し出を当行がお受けする際には、以下に記載するように当行に損失が生じることがあります。また、お客さまの支払停止等を理由として当行が満期日前解約（または預入前取消）をするときにも当行に損失が生じることがあります。

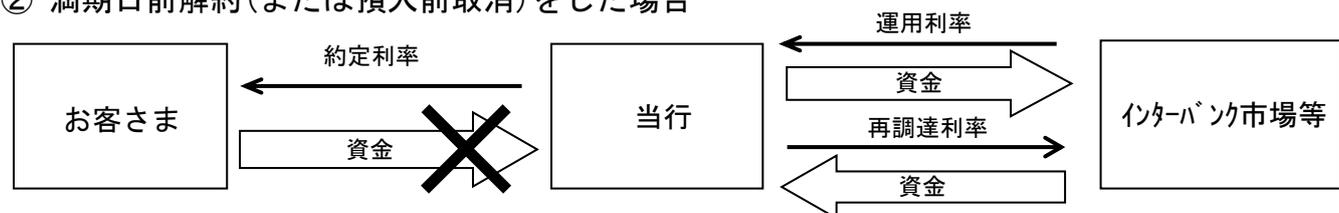
これらの場合には、お客さまからその損失分を清算金として当行にお支払い頂きます。なお、**その結果、この預金の解約時に当行がお支払いする金額が当初お預けいただいた元本を下回り、「元本割れ」となる場合があります。**満期日前解約（または預入前取消）のお申し出を当行がお受けした場合、当行は、満期日前解約（または預入前取消）によりお客さまに支払う元金相当額を資金運用期日（この預金の満期日）まで、インターバンク市場等から新たに調達する必要があります。この預金の約定利率は、お申込日における市場金利に基づいて決定されており、その後の金利変動により、満期日前解約（または預入前取消）時における満期日前解約日（または約定日）から満期日までの期間に対応する当行の再調達利率が、この預金の申込時における運用利率を上回ることがあります。この再調達利率と運用利率との金利差に相当する部分が満期日前解約（または預入前取消）により当行が被る損失となります。なお、金利差相当分として計算した金額が0を下回るときは0とします。（なお、当行の実際のオペレーションは以下と一致しないことがあります。）

① 満期日前解約（または預入前取消）がない場合



当行は、お客さまよりお預りした外貨定期預金資金をインターバンク市場等での運用に充当します。従って、満期日前解約（または預入前取消）がない限り、当行は金利変動等による損害を被りません。

② 満期日前解約（または預入前取消）をした場合



当行は、満期日前解約（または預入前取消）によりお客さまにお支払する元金相当額を調達するため、インターバンク市場等にて資金の調達等の取引を行います。再調達利率が運用利率よりも高い場合には、当行は損失を被ることになります。

<具体的計算例>

【前提条件】

- ① 預入金額：US\$500,000.00
- ② 期間：5年(1,826日)
- ③ 運用利率：3.00000%

【満期日前解約時明細】

- ① 残存期間：3年(1,095日)
- ② 再調達利率：5.00000%

清算金額＝預入金額×(再調達利率－運用利率)×残存日数(解約日から満期日前日までの日数)÷360＝US\$500,000.00×(5.00000%－3.00000%)×1,095日÷360＝US\$30,416.67

(注) 上記計算例はあくまでも一例であり、同一預入金額であっても、当初の条件や満期日前解約時の市場実勢により、実際の清算金額は上記事例を上回ることがあります。

1. 商品（契約）の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型中長期外貨定期預金（愛称：ナイスフライト）（以下、ナイスフライト）とは、外貨預金（本邦通貨以外の外貨建ての預金）のうち、あらかじめ預金の期間を定め、その期間中は払い戻しの請求に応じないことを条件としている預金です。
2. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金には、払い戻しに関する期間の定め（満期日）があります。 ・ お預入日から2年・3年・4年・5年とします。ただし、当該日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を満期日とし、当該翌銀行営業日が翌月となる場合には、その前銀行営業日を満期日とします。 ・ 自動継続の取扱はできません。
3. ご利用可能な方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお客さま（屋号付の個人のお客さまも含む）
4. お預入方法 (1) お預入方法 (2) 通貨 (3) お預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口等（原則として、既存口座へのお預け入れは口座取引店）で、お預け入れできます。 ・ 米ドル、オーストラリアドル ・ 1万通貨単位以上3,000万通貨単位未満、1補助通貨単位（たとえば、米ドルの場合は1セント単位。ただし、外貨現金でお預け入れされる場合、硬貨はお取り扱いできません。）
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当行の国内本支店窓口（その定期預金をお預け入れいただいている取引店に限ります）で、中間利払日以後に中間利息を、満期日以後に元金と満期利息を払い戻します。元金はお預入通貨、利息はお預入通貨または日本円のいずれかお預入時に指定された通貨にて払い戻します。ただし、外貨現金でお引き出しされる場合、硬貨はお取り扱いできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利息支払 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ お預入時の約定利率を満期日まで適用します（固定金利）。 ・ 満期日前に解約するときも、預入日から解約日までの利率については、お預入時の約定利率を適用します（清算金をお支払いいただくことがあります）。 ・ 満期日を過ぎてから解約するときには、満期日から解約日までの利率については、解約日の外貨普通預金（その外貨定期の通貨建てのもの）の利率を適用します。 ・ 約定時に定める中間利払日（月1回払い※）、および満期日に支払います。 ※中間利払日：預入日から満期日までの間に到来する「預入日から1ヵ月毎の応当日」とします。なお、当該日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を中間利払日とし、当該翌銀行営業日が翌月となる場合には、その前銀行営業日を中間利払日とします。 ・ 中間利払日に支払う利息（中間払利息）、および満期日に支払う利息は、約定利率および対象となる経過日数の日割計算にて支払います。 ・ 利息は、お預入通貨、または日本円のいずれかお預入時に指定された通貨で支払います。日本円を指定された場合、利息支払日の TTM レートで円貨に換算し、指定された口座に入金します。 ・ 付利単位を1通貨単位（たとえば、米ドルの場合は1ドル単位）として、1年を360日とする日数計算をもとに、利息を計算します。

(4) 利子課税	<ul style="list-style-type: none"> ・分離課税(国税 15.315%および地方税 5%、合計 20.315%) ・外貨預金には、マル優はご利用いただけません。 								
7. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・TTS レート（円貨から外貨に替えるレート）と TTB レート（外貨から円貨に替えるレート）には差がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります。TTS レート、TTB レートの差は、往復の為替手数料に相当します。 ■取扱可能な通貨の為替手数料（往復） <table border="1" data-bbox="411 360 1361 450"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル</td> <td>1 オーストラリアドルあたり 5 円</td> </tr> </table> ※ ナイスフライトについては、円貨からの預入時の為替手数料（片道）は原則無料となります（外貨からの円転時については、通常の為替手数料がかかります）。 ・外貨現金のお預け入れまたはお引き出しの際には原則、手数料がかかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することができません。 ■取扱可能な通貨の外貨現金手数料 <table border="1" data-bbox="411 790 1361 880"> <tr> <td>米ドル</td> <td>1 米ドルあたり 2 円</td> </tr> <tr> <td>オーストラリアドル</td> <td>1 オーストラリアドルあたり 9 円</td> </tr> </table> 1 万米ドル以上の米ドル建て外貨預金をお持ちの個人のお客さまご本人が、その外貨預金に対して米ドル現金でお預け入れ、またはお引き出しする場合は、外貨現金手数料は不要です。 ※ 硬貨のお取扱はしていません。 ※ 米ドル建て以外の外貨預金から、お預入通貨で外貨現金をお引き出しする場合は、お取り寄せになるため、日数がかかります。 また、米ドル建て外貨預金から米ドル現金をお引き出しする場合でも、金額や金種によってはお取り寄せのため、日数がかかることがあります。 	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 5 円	米ドル	1 米ドルあたり 2 円	オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 9 円
米ドル	1 米ドルあたり 2 円								
オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 5 円								
米ドル	1 米ドルあたり 2 円								
オーストラリアドル	1 オーストラリアドルあたり 9 円								
8. 付加できる特約事項	・ありません。								
9. 預金保険の適用	・預金保険の対象外です。預金保険については、窓口までお問い合わせください。								
10. 元本欠損リスクと要因	<p>外貨預金には、元本欠損を発生させる等の次の主なリスクにより、損失を被ることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスク ・外国為替市場において外国為替取引が行われない場合等に外貨預金のお預け入れや払い戻しに応じられないリスク ・外貨為替相場に変動がない場合においても、TTS レートと TTB レートの差から生じる「元本割れ」のリスク 								
中途解約コスト等	<ul style="list-style-type: none"> ・当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約（または預入日取消）をお受けした場合、清算金をお支払いいただくことがありますので、お預入通貨ベースで払戻金額がお預入金額を下回り大きく「元本割れ」となるリスクがあります。 								

<p>11. 中途解約の制限・権利行使上の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、満期日前の解約はできませんが、やむを得ず満期日前の解約を行う場合は以下の方法によって利息を計算し、元金とともに払い戻します。 満期日前解約の利息額＝預入金額×約定利率×経過日数（注）÷360日 （注）中間利払日が既に到来している場合 ・・・・前回中間利払日から満期日前解約日の前日までの日数 中間利払日がまだ到来していない場合 ・・・・預入日から満期日前解約日の前日までの日数 ・原則、預入前取消（この預金の金利等の約定を行った後、預入前にその約定の取消を行うこと）はできません。 ・当行がやむを得ないものと認めて満期日前解約および預入前取消をお受けした場合、次の清算金をお支払いいただきます（計算結果が0を下回る場合は0とします）。 清算金額＝預入金額×（再調達利率－運用利率）×残存日数÷360日 （清算金に関する詳細は、「定型中長期外貨定期預金の満期日前解約に伴う清算金に関するご説明」に記載しております。）
<p>12. 想定されるリスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他不測の事態等が発生した場合に、お預入時の元本を割り込むリスクがあります。
<p>13. その他の説明事項</p> <p>(1) 為替差益への課税</p> <p>(2) 無通帳取引について</p> <p>(3) 取扱時間帯について</p> <p>(4) 当行が契約している指定紛争解決機関</p> <p>(5) 対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金利については、窓口までお問い合わせください。 ・当行における外国為替取引方針や手数料等については、ホームページに掲載している「外国為替業務に関する取引方針」をご参照ください。 ・個人：総合課税（雑所得として、確定申告が必要です。） ただし、年収 2,000 万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が為替差益を含めて年間 20 万円以下の場合、申告は不要です。なお、為替差損については、雑所得から控除することができます。 ・通帳は発行されません。お取引内容は各種送付物、店頭でお渡しするお控え、または S M B Cダイレクト※にてご確認ください。 ※別途、S M B Cダイレクトのお申込が必要です。 ・お預け入れ・払い出し・口座解約・届出事項の変更等の際には、定型中長期外貨定期預金口座を開設した支店の円預金口座の通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。 ・窓口の取扱時間帯は、米ドルの場合は平日午前 10 時から、米ドル以外の通貨は午前 11 時から午後 3 時までです。 ・一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・無

(2026年3月9日現在)

《お問い合わせ先》

本商品のお問い合わせは、お近くの窓口または下記までお願い致します。

電話：0120-304-008（携帯電話からもご利用いただけます）

海外からの通話など、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、
（通話料有料）03-5539-8272

平日 9：00～19：00、土日・祝日 10：00～18：00

※年末年始やゴールデンウィーク等にご利用いただけない場合がございます。

【商号・住所】

株式会社 三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号